

議案第 2 号

茂原市市民体育館条例の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し入れることについて

茂原市市民体育館条例の一部を改正する条例を次のように制定するよう市長に申し入れます。

平成 3 1 年 1 月 3 0 日提出

茂原市教育長 内 田 達 也

茂原市市民体育館条例の一部を改正する条例

茂原市市民体育館条例（昭和57年茂原市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 （第 7 条）

1 専用使用料

（単位 円）

施設名	種別			1 時間当たり
大体育室	入場料等を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	1,800
			高校生	1,200
			中学生以下	890
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合		6,030
	入場料等を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合		6,030
アマチュアスポーツ以外に使用する場合		24,200		
剣道場	一般			1,200

柔道場	高校生	950
弓道場	中学生以下	710
卓球場		
第1会議室		280
第2会議室		170

2 個人使用料

(単位 円)

施設名	種別	1時間当たり
剣道場	一般	110
柔道場	高校生	90
弓道場	中学生以下	60
卓球場		
トレーニング室	一般	110
	高校生	90

備考

- 1 市外居住者が使用するときには、使用料の5割増の額とする。
- 2 使用時間が1時間に満たない端数は、これを1時間とする。
- 3 使用時間には、準備、後片付けに要する時間を含む。
- 4 大体育室の面積の2分の1以内の使用に限り、使用料は当該使用料の2分の1とする。
- 5 利用者（専用使用料に係る利用者に限る。）が一般、高校生等の2つ以上の種別にわたる場合は、使用料の高い種別の料金とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前日に使用の許可がされている同日以後の茂原市市民体育館の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由 消費税率が平成31年10月1日より8%から10%に改正されることに伴い、使用料に消費税率引上げ分を上乗せする改正を行おうとするものです。